

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)(衆議院送付)

要旨

本法律案は、公益法人に係る改革を推進するため、住宅性能評価等の業務について、実施する者の指定制度を、登録制度に改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、住宅性能評価等の業務について、国土交通大臣が指定した法人等が実施する制度を、国土交通大臣の登録を受けた法人等が実施する制度等に改める。
- 二、国土交通大臣の登録を受けるための基準を法律に明示するとともに、登録された法人等には財務諸表等の公開を義務付ける等、登録制度の透明性の確保を図る。
- 三、この法律は、一部を除き、平成十八年三月一日から施行する。